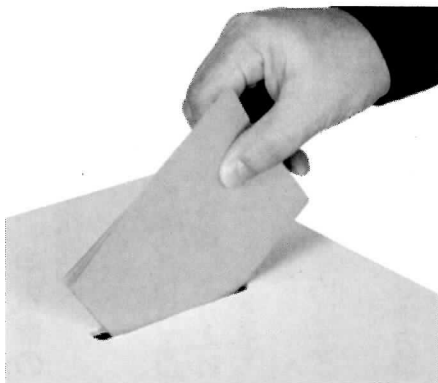


Clip!

1月30日(日)は、山梨県知事選挙の投票日です。

問合先 選挙管理委員会



任期満了に伴い、山梨県知事選挙を次のとおり実施します。皆さんの生活に関わる重要な選挙ですので、皆さん揃って投票しましょう。

告示日 1月13日(木)

投票日 1月30日(日)

7時～20時

開票日 1月30日(日)

21時15分～

開票場所 市役所3階大会議室

投票できる方

平成3年1月31日以前に生まれた日本国民で平成22年10月12日以前に都留市の住民基本台帳に記録され、引き続き住所を有している方。また、都留市の選挙人名簿に登録されている方で、平成22年10月13日以後に県内の他の市町村へ転出された方は転出先の市町村で発行する「引き続き山梨県内に住所を有

する証明書(居住証明書)があれば本市で投票できます。ただし、2回以上県内の市町村間で住所を移した方は投票できません。

投票できない方

○公民権停止者

○平成22年10月13日以降に転入の届けをされた方

○投票日(期日前投票日)までに県外へ転出された方

期日前投票

投票日に仕事やその他の理由で投票所に行つて投票できない方は、期日前投票をすることができます。

期間 1月14日(金)～29日(土)

8時30分～20時

※土・日曜日も可能です。

場所 市役所1階ロビー

■投票場所の変更について

第4投票区投票所(谷村第二小学校)及び第9投票区投票所(禾生第一小学校)については、投票所の場所が小学校体育館から特別教室へ変更します。

※選挙当日は、看板などで案内表示をします。

Clip!

新成人の皆さん、忘れずに国民年金の加入手続きを!

問合先 市民生活課 年金・医療担当
大月年金事務所 ☎(22)3811

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入手続き

学生や自営業者などの第1号被保険者となる方は、市民生活課年金・医療担当で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先で加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少なかったために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

■学生納付特例制度

所得がない学生本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

■保険料免除制度

経済的な理由などにより保険料の納付が困難な方のために、保険料の全額または一部が免除される制度です。

■若年者納付猶予制度

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若者は、保険料免除制度を利用することができません。所得が少ない若年層の方が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度です。

これらの申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、年金を受け取ることができなくなったり、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなったりしてしまいますので、必ず猶予・免除の申請を行ってください。

※申請手続きなど詳細は、お問い合わせください。